

生駒市規則第7号

生駒市職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(生駒市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の表事務職員の項中「次長」の次に「、危機管理監」を加え、「主幹」を「課課長」に改め、「副所長」の次に「、主幹」を加え、「、副係長」及び「、副主事」を削り、同表技術職員の項中「次長」の次に「、専門官」を加え、「主幹」を「課課長」に改め、「副園長」の次に「、主幹」を加え、「、副係長」及び「、副主事、副技師」を削る。

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第2条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第46条の見出しを「(課課長)」に改め、同条第1項中「主幹」を「課課長」に改め、同条第2項中「主幹は、課長を補佐し」を「課課長は、上司の命を受け、その属する課の特定の事項を処理し」に改める。

第47条第2項中「主幹」を「課課長」に改める。

第47条の2の次に次の1条を加える。

(主幹)

第47条の3 課に主幹を置くことができる。

2 主幹は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第49条の見出し及び同条第1項中「副係長、」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第50条第4項及び第52条第1項中「主幹」を「課課長」に改める。

(生駒市会計課設置規則の一部改正)

第3条 生駒市会計課設置規則（昭和46年11月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（課課長）」に改め、同条中「主幹」を「課課長」に改める。

第5条第2項及び第3項中「主幹」を「課課長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(主幹)

第5条の2 課に主幹を置くことができる。

2 主幹は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第7条の見出し及び同条第1項中「副係長、」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第4条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表の2の項中「市長事務部局の次長」の次に「及び危機管理監」を加え、同表の4の項中「市長事務部局の主幹」を「市長事務部局の課課長」に、「選挙管理委員会事務局の主幹、教育委員会事務局の主幹」を「選挙管理委員会事務局の次長、教育委員会事務局の課課長」に、「消防本部の

主幹、消防署の主幹」を「消防本部の課課長、消防署の署長代理」に改める。

第9条の2第1項の表中

(5) 職務の級が6級の職員（前号に掲げる職員を除く。）	100分の10	を
(6) 職務の級が5級の職員のうち当該職務の級における相当の経験を有する職員であると市長が認めるもの		
(7) 職務の級が5級の職員（前号に掲げる職員を除く。）	100分の5	
(8) 職務の級が4級の職員		

(5) 職務の級が6級の職員（前号に掲げる職員を除く。）	100分の10	に
(6) 職務の級が5級の職員		
(7) 職務の級が4級の職員	100分の5	
(8) 職務の級が3級の職員	100分の3	

改める。

（初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第5条 初任級、昇格、昇給等に関する規則（昭和41年11月生駒市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

2	2	2	を
13	15	17	
2	2	2	
15	17	19	
2	2	2	
17	19	21	
2	2	2	
22	24	26	

市長が別に定める。	に改める。
-----------	-------

(生駒市予算規則の一部改正)

第6条 生駒市予算規則(昭和40年1月生駒市規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

課長	主幹・課長補佐	係長・副係長・主査	起票者
課長			

を

課長	課長補佐	主幹	係長・主査	起票者
課長				

に改める。

(生駒市会計規則の一部改正)

第7条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「課長、主幹」を「課長、課課長」に、「及び主幹」を「及び署長代理」に改め、「議会事務局次長」の次に「及び局補佐」を加え、「事務局長、主幹」を「事務局長、事務局次長」に改める。

別表第1中「会計課主幹」を「会計課課長」に改める。

(水道事業管理者が職員の任免について市長の同意を得なければならない者等を定める規則の一部改正)

第8条 水道事業管理者が職員の任免について市長の同意を得なければならない者等を定める規則(昭和43年4月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「主幹」を「課課長」に改める。

第 2 条中「主幹」を「課課長」に改め、「場長補佐」の次に「、総務課主幹」を加える。

(生駒市消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第 9 条 生駒市消防本部の組織に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の見出しを「（課課長）」に改め、同条中「主幹」を「課課長」に改める。

第 1 2 条第 3 項中「主幹」を「課課長」に改める。

第 1 3 条第 3 項中「課長及び主幹を補佐し、相当する事務に関して」を「上司の命を受け、担当事務を掌理し、」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(主幹)

第 1 3 条の 2 課に主幹を置くことができる。

2 主幹の階級は、消防司令又は消防司令補とする。

3 主幹は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第 1 4 条第 2 項中「消防司令又は」を削り、同条第 3 項中「係員」を「所属職員」に改める。

第 1 5 条の見出し及び同条第 1 項中「副係長又は」を削り、同条第 2 項中「副係長及び」を削り、同条第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

第 1 6 条第 2 項中「階級は、」の次に「消防司令補又は」を加える。

第 1 7 条中「第 1 2 条第 2 項」の次に「、第 1 3 条の 2 第 2 項」を加える。

第 1 9 条中「主幹」を「課課長」に、「係長、副係長又は主査」を「主幹、係長又は主査」に改める。

第 2 0 条第 1 項中「主幹」を「課課長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。